

宮城県サービス管理責任者等研修に係る Q&A

(令和元年5月23日)

1. サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の共通事項

(1) 実務経験等の考え方について

問1 病院での医師、看護師としての直接支援業務は、全て実務経験に算入できるか。

(答)

- 勤務期間全てではなく、障害児者及び児童を直接支援した日に限り算入できます（ただし、児童への支援経験を算入できるのは、児童発達支援管理責任者のみ）。

問2 実務経験の数え方として、たとえば1日4時間の勤務でも「1日」として数えられるか。

(答)

- 数えられます。

問3 告示に言う「相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したと認められる者」とは、具体的にどのような者か。

(答)

- 「訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者」を言います。
- 上記「訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者」とは、訪問介護員1級・2級課程、介護職員基礎研修、介護職員初任者研修若しくは実務者研修の修了者又は介護福祉士である者を言います。

問4 サービス管理責任者等研修を修了していなくても、実務経験の要件を満たせば、サービス管理責任者等として配置できるか。

(答)

- 実務経験の要件を満たしていても、サービス管理責任者等研修を修了していなければ、サービス管理責任者等として配置することはできません。
- 事業開始日又は施設開設日から1年間は、実務経験の要件を満たす者を、研修を修了していなくてもサービス管理責任者等とみなして配置できる猶予措置がありましたが、平成31年3月31日をもって廃止されました。

(2) 研修について

問5 サービス管理責任者と児童発達管理責任者の双方に係る実務経験の要件を満たす者は、研修を修了すれば、サービス管理責任者としても、児童発達管理責任者としても従事することができるか。

(答)

- サービス管理責任者及び児童発達管理責任者の双方に従事することができます。
- 令和元年度から、サービス管理責任者研修及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムを統一して実施し、同時修了を可能とします。

問6 宮城県サービス管理責任者等基礎研修（以下「基礎研修」）の受講対象者について伺いたい。

(答)

- 原則として、研修募集要項に規定する基準日（概ね各年度3月初旬）までに、実務経験の要件を満たしている者又は実務経験の要件を満たすまでの期間が2年以内の者が対象となります。
- 平成31年4月からは、実務経験の要件を満たしていない者であっても、実務経験の要件を満たすまでの期間が2年以内の場合には、対象となります。
このため、サービス管理責任者等となるための実務経験の要件と、研修を受講するための要件は必ずしも一致しませんので、ご注意ください。

問7 宮城県サービス管理責任者等実践研修（以下「実践研修」）の受講対象者について伺いたい。

(答)

- 基礎研修修了日以後、更新研修受講開始日前の過去5年間に、相談支援又は直接支援業務の実務経験が通算2年以上ある者が対象となります。
- 令和元年度から令和3年度までの基礎研修修了者は、実務経験の要件を満たしている場合は、基礎研修修了日から3年間に限り、実践研修を修了していなくても、サービス管理責任者等とみなします。

問8 宮城県サービス管理責任者等更新研修（以下「更新研修」）の受講対象者について伺いたい。

(答)

- 基礎研修と実践研修の両方を修了した後、更新研修受講開始日前の過去5年間に、相談支援又は直接支援業務の実務経験が通算2年以上ある者又は現にサービス管理責任者等として従事している者が対象となります。

問 9 5年度ごとに更新研修を修了しなければならないが、具体的な期日はいつか。

(答)

○ 実践研修又は前回の更新研修を修了した年度の翌年度から起算して5年度後の末日が、更新研修修了の期日となります。

【例】 令和3年度に実践研修を修了した場合、令和4年4月1日から令和9年3月31日までに更新研修を修了しなければなりません。

○ 期日までに更新研修を修了しなかった場合、改めて実践研修を修了する必要があります。

問 1 0 平成30年度までに改正前の研修を修了してサービス管理責任者等となったが、基礎研修及び実践研修を修了しなければならないのか。

(答)

○ 基礎研修及び実践研修を修了していなくても、令和6年3月31日まで、引き続きサービス管理責任者等として従事できます。

○ ただし、令和6年3月31日までに更新研修を修了する必要があります。

問 1 1 県内の事業所・施設等でサービス管理責任者等として従事する予定がない。研修の受講対象者となるか。

(答)

○ なりません。

問 1 2 現在は無職で、来年度から、県内でサービス管理責任者等として従事予定である。研修の受講対象者となるか。

(答)

○ 「従事予定である」ことが書面で確認できれば、受講対象者となります。

○ サービス管理責任者等としての採用が内定していることが分かるよう、受講申込みの際、採用予定の法人が記名・押印した採用内定通知書等を添付してください。

問 1 3 以前勤務していた法人が廃業しており、実務経験証明書が取得できないがどうすればよいか。

(答)

○ 当時の勤務実態と業務内容が分かる書類（雇用契約書等）と、実務経験証明書を取得できない理由を記した書類（任意様式）を提出してください。提出内容に基づき、受講可否を決定します。

問 1 4 既に他県でサービス管理責任者等研修を修了しているが、宮城県でサービス管理責任者等として従事するためには、宮城県の研修を再度受講しなければならないのか。

(答)

○ 厚生労働省が定めるカリキュラム以上の内容の研修を修了していれば、再受講の必要はありません。詳しくは、各指定権者に確認してください。

問15 サービス管理責任者等として従事するためには、相談支援従事者初任者研修（以下「初任者研修」）も併せて受講しなければならないのか。

（答）

- 本県のサービス管理責任者等研修修了者は、初任者研修の受講は不要です。
- 過去の初任者研修修了者（相談支援専門員の資格が失効した方も含む）が、本県のサービス管理責任者等研修を受講される場合、一部カリキュラムが免除となります（詳細は研修募集要項を参照）。

問16 申込みしたが受講できなかった場合、提出した書類は返却してもらえるか。

（答）

- 本研修の申込みの際に提出された書類は、いかなる理由があっても返却されません。

問17 申込みしていた者が急遽受講できなくなった。代わりに同法人の別の者を受講させられるか。

（答）

- 研修開始の前後にかかわらず、申込みしていた者以外は受講できません。

問18 修了証書を紛失してしまったが、再発行できるか。

（答）

- 修了証書の再発行はできませんが、研修修了者であることが確認できた場合は「修了証明書」を発行します。詳細は、社会福祉法人宮城県社会福祉協議会にお問い合わせください。

問19 研修受講当時と姓が変わった場合、新しい姓で修了証書を発行できるか。

（答）

- 前問のとおり、修了証書の再発行はできません。
- 県が所管する事業所等にサービス管理責任者等として従事し、県に修了証書の提出が必要な場合には、姓の変更が確認できる公的な書類（戸籍抄本等）を、修了証書と併せて提出してください。

2. 児童発達支援管理責任者について

問20 厚生労働省告示の改正に伴い、実務経験の要件を満たさなくなった。この場合、再度、児童発達支援管理責任者として従事するには、改正後の実務経験の要件を満たした上で、再度研修を受講しなければならないのか。

(答)

- 研修の再受講は不要です。改正後の実務経験の要件を満たした時点から、再度、児童発達支援管理責任者として従事することができます。

問21 実務経験に算入できるのは、障害児への支援経験のみか。

(答)

- 障害児に限らず、児童福祉法第4条第1項で規定する「児童」への支援経験を広く算入できます。

問22 認可外保育施設での勤務は、実務経験に算入できるか。

(答)

- 認可外保育施設をはじめ、告示にない事業や施設等での勤務は、算入できません。

問23 老人福祉施設等、高齢者を主たる対象とする施設等での勤務は実務経験に算入できないのか。

(答)

- 老人福祉施設等（別表第3号、第5号に掲げる施設等）での実務経験だけでは、要件を満たすことはできません。老人福祉施設等の利用者の中に障害者が含まれていた場合でも同様です。
- 例えば、訪問介護員2級の資格者であって、介護老人保健施設での相談支援業務が2年360日以上、障害児通所支援事業所での直接支援業務が3年540日以上であれば、第1号と第2号を合算した期間が5年以上且つ当該期間から第3号の期間（介護老人保健施設での2年間）を除いた期間が3年以上であるため、実務経験の要件を満たします。（「例1」のB）

【例1】

| | ① | ② | ④ | ③・⑤ | 要件の充足 |
|---|----|----|----|-----|-------|
| A | 5年 | 0年 | 0年 | 2年 | ○ |
| B | 2年 | 3年 | 0年 | 2年 | ○ |
| C | 0年 | 0年 | 8年 | 5年 | ○ |
| D | 0年 | 4年 | 0年 | 1年 | × |
| E | 0年 | 0年 | 8年 | 6年 | × |
| F | 4年 | 0年 | 7年 | 0年 | × |

※上表中、囲み数字は別表各号（①=別表第1号）、その他の数字は別表各号の勤務年数を指します。例2でも同様。

※最終的には、業務内容や勤務日数等を勘案した上で判断されます。

【例2】該当となるパターン

- 別表①： $(\boxed{1} + \boxed{2} \geq 5 \text{年})$ かつ $(\boxed{1} + \boxed{2} - \boxed{3} \geq 3 \text{年})$
- 別表②： $(\boxed{4} \geq 8 \text{年})$ かつ $(\boxed{4} - \boxed{5} \geq 3 \text{年})$
- 別表③： $(\boxed{6} \geq 5 \text{年})$ かつ $((\boxed{1} + \boxed{2} + \boxed{4}) - (\boxed{3} + \boxed{5}) \geq 3 \text{年})$

3. その他注意事項等

- 平成29年10月2日に作成し、平成30年8月1日、令和元年5月23日に改定した参考資料です。
- 今後の制度改正等により内容が変更される場合がありますので、必ず予め各指定権者等に確認してください。
- このQ&Aにおいて、「告示」とは、「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」（平成18年厚生労働省告示第544号）及び「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成24年厚生労働省告示第230号）を指します。
- このQ&Aにおいて、「別表」とは、県ホームページに掲載している「宮城県児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験一覧表」を指します。